

山梨県警察行方不明者発見活動要領の制定について

〔 令和 5 年 1 0 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（生企生安）第 5 8 号 〕

山梨県警察行方不明者発見活動要領

第 1 趣旨

この要領は、行方不明者発見活動に関する規則（平成 2 1 年国家公安委員会規則第 1 3 号。以下「規則」という。）の解釈、運用等を定めるとともに、山梨県警察における行方不明者発見活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 総則

1 目的（第 1 条関係）

個人の生命及び身体の保護を図るために行う行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等（以下「行方不明者発見活動」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義（第 2 条関係）

(1) 行方不明者（第 1 項関係）

「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、規則第 6 条第 1 項の規定により届出がなされたものをいう。

(2) 特異行方不明者（第 2 項関係）

ア 犯罪被害（第 1 号関係）

殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれのある者をいう。「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。

イ 少年福祉犯被害（第 2 号関係）

「少年の福祉を害する犯罪」とは少年警察活動規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 2 0 号）第 3 7 条に規定する福祉犯をいう。「被害にあうおそれがある」とは、行方不明後少年の福祉を害する犯罪の被害にあう蓋然性が高いことをいう。当該蓋然性の判断については、単に本人の性別、年齢等の一般的事情のみではなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により行うものとする。

ウ 事故遭遇（第3号関係）

行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命に関わる事故に遭遇しているおそれがある者をいう。「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

エ 自殺企図（第4号関係）

遺書があること、平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者をいう。「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。

オ 自傷他害のおそれ（第5号関係）

精神障害の状態にあること、危険物を携帯していることその他の事情に照らして、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者をいう。「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲又は刀剣類若しくは第3条に規定するクロスボウ、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物等を携帯していることをいう。「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わないものとする。

カ 自救無能力（第6号関係）

病人、高齢者、年少者その他の者であって、自救能力がないことによりその生命又は身体に危険が生じるおそれがあるものをいう。「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

3 発見活動の基本（第3条関係）

発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする。

ア 迅速かつ的確な対応（第1号関係）

発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては迅速かつ的確に対応するものとする。

イ 必要な捜査の実施（第2号関係）

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うものとする。

ウ 関係者の名誉及び生活の平穩に対する配慮（第3号関係）

行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないように配慮するものとする。発見活動を行うに当たっては、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の関係者のプライバシーに関わる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払うものとする。

エ 警察の組織的機能の発揮（第4号関係）

関係都道府県警察及び警察の各部門が緊密に連携し、発見活動を行うに当たっては、当該都道府県警察及び生活安全部門のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であることから、関係都道府県警察及び警察の各部門が相互に連携し、警察全体として発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮するものとする。

4 警察本部長の責任（第4条関係）

警察本部長（以下「本部長」という。）は、関係都道府県警察と緊密な連携を図るための調整を行い、当該都道府県警察における各部門の連携の状況及び発見活動の進捗状況等を把握し、必要な指揮を行うなど、個々の発見活動が適正に行われるように全般の指揮監督に当たるとともに、必要に応じて警察職員に対する指導教養の徹底、発見活動専従班の設置等の発見活動のための体制の整備、発見活動に要する経費の確保、行方不明者照会の励行等を図ることにより、発見活動の効果的な運営に努めるものとする。

5 警察署長の責任（第5条関係）

(1) 警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、必要に応じて各部門を相互に連携させ、発見活動のための十分な体制を構築するなどにより、発見活動の適切な実施を確保するものとする（第1項）。

(2) 警察署長は、行方不明者発見活動が迅速かつ的確に行われるように、次の事項について確実に指揮するものとする。

- ア 特異行方不明者の判定を含めた行方不明者の種類
- イ 特異行方不明者の発見活動における支援要請の要否
- ウ 行方不明者の手配に際し、公表の是非
- エ 発見時における措置
- オ その他当該行方不明者発見活動に必要な事項

第3 行方不明者届の受理等

行方不明者が行方不明となったときにおけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）を受理したときは、行方不明者届受理票（第1号様式。以下「受理票」という。）を作成するものとする。

(1) 行方不明者届の受理（第6条関係）

ア 行方不明者届をしようとする者（第1項）

(ア) 行方不明者の親権を行う者又は後見人（後見人が法人の場合においては、当該法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者）をいう。「法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者」とは、法人の代表者又は法人に属して後見に係る業務に従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(イ) 行方不明者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族をいう。「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦として認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。

(ウ) 行方不明者を現に監護する者

(エ) 福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者をいう。「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所の職員、行政又は社会福祉法人が運営する各種の福祉サービスに従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(オ) 「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、(ア) から(エ)までに掲げる者のほか、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

イ 留意事項

(ア) 本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うものとする。

(イ) 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、水難等の事故遭遇のおそれのある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れている場合、行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となったときにおける住所又は居所から遠隔地にある場合、行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合その他特段の事情がある場合には、行方不明者届出書(第2号様式)により受理するものとする(第2項)。

(2) 行方不明者届の受理時の措置(第7条関係)

ア 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者(以下「届出人」という。)から、規則第7条第1項各号に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者の発見活動を適切に実施するために必要と認められる次の事項について聴取し、資料の提出を求めるものとする(第1項)。

(ア) 行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身体の特徴その他の行方不明者の特定に必要な事項

(イ) 行方不明者が行方不明となった日時、場所及びその状況

(ウ) 行方不明となった原因、動機その他の特異行方不明者に該当するかどうかの判定に必要な事項

(エ) 行方不明者の発見時の措置に関する届出人の意思

(オ) 届出人の連絡先

(カ) (ア) から(オ)までに掲げるもののほか、行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の

提出を求めること。また、発見活動にDNA型鑑定を用いることが有効である事案にあつては、届出人その他関係者に対し可能な範囲でDNA型資料の提出を求めるものとする。さらに、警察署長は、届出人から発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかった場合は、所属の警察職員に指示し、補充の調査を実施するものとする。

イ 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し警察が行う発見活動について正確な知識を与え、届出人から発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにすることなどのため、警察が行う発見活動の内容、発見時の措置等について説明するものとする。特に規則第26条第1項ただし書に基づき発見等の通知をしないこと、又は通知する事項を限ることがあること、及び同条第2項各号に規定する場合（以下「ストーカー事案等」という。）であることが判明したときは、本人の同意がある場合を除き、通知しないことについて説明するものとする。

なお、ストーカー事案等に該当する場合は、受理票の右上余白に「要注意事案（DV・ストーカー）」の表示を朱書きするものとする。

(3) 行方不明者に係る事項の報告（第8条関係）

警察署長は、行方不明者届を受理したとき、及び行方不明者に係る事項に変更があつたときは、速やかに生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を通じて本部長に報告するとともに、警察庁情報管理システムへ登録するものとする（第1項）。また、生活安全企画課長及び本部長は、発見活動を行う警察署長に対し必要な指導、助言等を行うものとする。

(4) 事案の引継ぎ（第9条関係）

ア 規則第6条第2項の規定により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、規則第8条第1項及び第2項の規定による本部長等への報告及び警察庁情報管理システムへの登録を行った上で、当該事案を、当該行方不明者が行方不明となつたときにおける住所又は居所を管轄する警察署長に対し受理票等を添付の上、行方不明者届引継書（第3号様式）により引き継ぐものとする。

イ 引継ぎをした警察署長は、届出人に対し発見活動を主体となつて行う警察署長が変更になること、及び引継ぎ先の窓口担当者を実に通知するものとする。

ウ 引継ぎを受けた警察署長は、速やかに警察庁情報管理システムへの登録を行い、その旨を引継ぎをした警察署長に連絡するものとする。

(5) 事後に取得した情報の記録及び活用（第10条関係）

行方不明者届を受理した警察署長（引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、行方不明事案指揮簿（第4号様式）に指揮内容、発見活動の経過等を記載するとともに、所属の警察職員に、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報並びに発見活動の経過及びその内容について、確実に記録化させ、報告を徹底させるものとする。また、受理署長は、行方不明者に係る情報を取りまとめた簿冊を備え付けるなど行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置を執るとともに、規則第21条の規定により特異行方不明者手配（以下「手配」という。）を行っている場合には、手配先の警察署長に対し取得した情報を提供するなど、発見活動に積極的に活用するものとする。

(6) 特異行方不明者の判定（第11条関係）

受理署長は、警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者に、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかについてその意見を報告させるとともに、規則第7条第1項の規定による聴取の内容、規則第10条の情報、発見活動を通じて得られた情報等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定するものとする。また、判定後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られる場合があるなど行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定するものとする（第1項）。さらに、受理署長は、行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき、及び特異行方不明者に該当すると判定した者がこれに該当しないと判定したときは、速やかにその旨を本部長に報告するものとする（第2項）。

(7) 受理票は、行方不明者が発見されたとき、死亡したことが確認されたときその他必要がなくなったときを除き、行方不明者届出を受理した日から10年を経過する日まで保存するものとする。

第4 行方不明者の発見のための活動

1 一般的な発見活動

(1) 警察活動を通じた発見活動（第12条及び第13条関係）

警察職員は、警ら、巡回連絡、少年補導、交通取締り、捜査その他の警察活動に際して行方不明者の発見に配慮するものとする。また、警察職員は、警察庁情報管理システムへの照会を効果的に活用することなどにより、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識し、これらの活動に当たるものとする。

(2) 行方不明者に係る資料の公表（第14条関係）

ア 受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする（第1項）。

イ 受理署長が資料を公表する期間は、当該資料に係る行方不明者が発見されたとき、又はその死亡が確認されたときその他資料を公表する必要がなくなったと認めるときを除き、資料を公表した日からおおむね3月間とする。ただし、受理署長は、必要があるときは、その期間を延長することができるものとする（第2項）。

ウ 受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者に係る資料の提出を受ける場合は、事前にその内容、数量等について指導するものとする。さらに、公表の必要がなくなった場合には、速やかに公表した資料の回収、削除等を行うものとする（第3項）。

(3) 行方不明者届受理票の写しの送付（第15条関係）

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、身元不明死体の情報との対照のため、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に対し写真その他必要と認められる資料を添付して受理票の写しを送付するものとする。

(4) 身元不明死体票の作成及び送付（第16条関係）

警察署長は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体であって身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうかを確認し、こ

れを受理していないときは、速やかに身元不明死体票（第5号様式）を作成し、鑑識課長に送付するものとする。

(5) 鑑識課長による対照等（第17条関係）

ア 鑑識課長は、規則第15条又は第20条第3項により受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該受理票の写しとウにより保管する身元不明死体票とを対照する方法により調査を行い、当該受理票の写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票に係る死亡者に該当したときは、その旨を当該受理票の写し及び身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならないものとする（第1項）。

イ 鑑識課長は、(4)により身元不明死体票の送付を受けたときは、速やかに当該身元不明死体票とウにより保管する受理票の写しとを対照する方法により調査を行い、当該身元不明死体票に係る死亡者が当該受理票の写しに係る行方不明者に該当したときは、その旨を当該身元不明死体票及び受理票の写しを送付した警察署長に通知しなければならないものとする（第2項）。

ウ 鑑識課長は、ア又はイによる調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票を整理し、及び保管するとともに、速やかにその写しを作成し、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）に送付しなければならないものとする（第3項）。

(6) 警察庁犯罪鑑識官による対照等（第18条関係）

ア 警察庁犯罪鑑識官は、(5)ウにより受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該受理票の写しとエにより保管する身元不明死体票の写しとを対照する方法により調査を行い、当該受理票の写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票の写しに係る死亡者に該当したときは、その旨を当該受理票の写し及び身元不明死体票の写しを送付した鑑識課長に通知しなければならない（第1項）。

イ 警察庁犯罪鑑識官は、(5)ウにより身元不明死体票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該身元不明死体票の写しとエにより保管する受理票の写しとを対照する方法により調査を行い、当該身元不明死体票の写しに係る死亡者が当該受理票の写しに係る行方不明者に該当したときは、その旨を当該身元不

明死体票の写し及び受理票の写しを送付した鑑識課長に通知しなければならない（第2項）。

ウ ア又はイによる通知を受けた鑑識課長は、当該通知があった旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない（第3項）。

エ 警察庁犯罪鑑識官は、ア又はイによる調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した鑑識課長に通知するとともに、当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを整理し、及び保管しなければならない（第4項）。

オ エの通知を受けた鑑識課長は、当該通知があった旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知する（第5項）。

(7) 迷い人についての確認（第19条関係）

生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見したときは、年齢、人着、土地鑑等に基づき行方不明者照会及び他の警察に対する照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないかどうかを確認するとともに、警察署長にその旨を報告しなければならないものとする。また、確認後、警察署長は、当該迷い人を関係機関に引き継ぐものとする。

2 特異行方不明者の発見活動

(1) 受理署長の措置（第20条関係）

ア 特異行方不明者については、その生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、受理署長は、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確に講ずるとともに、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡を取るよう努めるものとする（第1項）。

イ 受理署長は、特異行方不明者の発見に必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者の協力を求めることとなることから、発見活動に協力を得ることができるよう発見活動の内容等について周知するとともに、連絡のための窓口を設定するなど体制を構築するものとする（第2項）。

ウ 受理署長は、第2の2（2）ウ（災害に遭遇しているおそれがある者を除く。）からカまでに定める者のうち、次に掲げる事案（以下「支援要請対象事案」と

いう。)を認知した場合において、当該警察署だけでは特異行方不明者の初動発見活動が十分にできないと認めるときは、生活安全企画課長と協議の上、初動発見活動支援要員派遣要請書(第6号様式)により、本部長に支援要員の派遣を要請し、特異行方不明者の発見活動を行うものとする。

(ア) 13歳以下の者に係る事案。ただし、所在不明の理由が明確である場合又は当該行方不明者と連絡が取れている場合については、その該当性を検討するものとする。

(イ) 14歳以上の者に係る事案のうち、次に掲げる事案に該当する場合

a 著しく自救能力が低い障害者、傷病者等の事案

b 社会的反響が大きい事案又は大きいと予想される事案

c 次に掲げる事項から総合的に判断し、必要と認めた事案

(a) 行方不明からの経過時間、行方不明となった時間帯、場所及び気象状況並びに行方不明者の利用交通手段

(b) 過去の同様の事案

(c) 所在不明の理由

(d) 警察署のみでは十分な発見活動が困難

(ウ) その他本部長が必要と認めた事案

エ 受理署長は、速やかに身元不明死体の情報との対照ができるよう特異行方不明者と判定をした後、速やかに規則第2条第2項第2号に掲げる者を除き、受理票の写しを作成し、鑑識課長に送付するものとする(第3項)。

(2) 手配及び手続(第21条及び第22条関係)

ア 手配について、受理署長は、次に掲げるときは、他の警察署長に対し特異行方不明者の発見を求める手配(以下「特異行方不明者手配」という。)を行うことができるものとする。

(ア) 特異行方不明者の立ち回り見込先が判明しているときの「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。

(イ) 特異行方不明者の立ち回り見込地域が判明し、かつ、就業が予想される業種等が判明しているときの「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。

「就業が予想される業種等」とは、行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先又は居住先等の当該地域において発見活動を行う上で参考とな

る事情が判明していることをいう。

イ 手配手続について、特異行方不明者手配書（第7号様式）により、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し行わなければならないものとする（第22条第1項）。

(ア) 受理署長は、特異行方不明者手配を行う場合においては、あらかじめ本部長に報告した後に直接又は本部長を通じてこれを行わなければならないものとする（第22条第2項）。

(イ) 受理署長は、急を要すると認めるときは、規則第21条並びに第22条第1項及び第2項にかかわらず、第22条第1項に規定する警察署長に対して電話その他の方法により直接特異行方不明者手配を行うことができるものとする。この場合においては、特異行方不明者手配を行った後、速やかに規則第21条並びに第22条第1項及び第2項による手続を行わなければならないものとする。

ウ 留意事項

(ア) 手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配を受けた警察署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うものとする。

(イ) 受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し行方不明者届受理票の写し等を添付の上、特異行方不明者手配書により手配を行うものとする。

(ウ) 特異行方不明者について、その発見に資する手掛かりがなく手配ができない場合においても、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性がある場合には、本部長を通じて他の都道府県警察に対し当該特異行方不明者の発見活動への協力の要請を行うことができるものとする。

(3) 支援要員の派遣

ア 本部長は、支援要請対象事案を認知した受理署長から支援要員の派遣要請があり、組織的かつ総合的な特異行方不明者の発見活動が必要と認めた場合は、警察本部に特異行方不明者初動発見活動支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、当該警察署の施設内その他適当な場所に現地対策本部を

設置するものとする。

イ 支援本部及び現地対策本部の編成及び任務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

ウ 支援要員の任務

- (ア) 初動発見活動全般
- (イ) 情報収集及び分析
- (ウ) 資料作成
- (エ) その他現地対策本部の支援

エ 支援要員の構成

支援要員は、別表第3及び別表第4の応援体制に基づき、警部補以下の階級にある警察官とし、所属する部門は問わない。

オ 派遣人員

本部長は、支援要員の派遣に当たっては、当該支援要請対象事案の規模、態様、発生地状況等を勘案し、派遣規模（30人、50人又は100人応援体制）を決定する。また、受理署長は、隣接警察署又はブロック運用による同一ブロックへの派遣要請も可能とする。

なお、支援要員派遣後、発生地状況等により、派遣規模を縮小し、又は拡大できることとし、その場合、現地対策本部は、指揮簿にその旨を記載するものとする。

カ 派遣期間

支援要員の派遣期間は、原則として7日間とする。ただし、当該対象事案の規模、態様、発生地状況等を勘案の上、派遣期間を短縮し、又は延長することができる。

キ 記録化

受理署長及び現地対策本部は、参集した支援要員について、支援要員参集受付名簿（第8号様式）に記載するほか、発見活動の経過、内容及びその結果について記録化するものとする。また、派遣された支援要員は、支援要員活動日報（第9号様式）に必要事項を記載し、現地対策本部に提出するものとする。

(4) 手配を受けた警察署長の措置（第23条関係）

手配を受けた警察署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいる

おそれがあることを勘案し、次の措置を迅速かつ的確に講じ、その実施結果を受理署長に通知するものとする。

ア 立ち回り見込先については、特異行方不明者の立ち回りの有無の調査及び立ち回り見込先の周辺の検索を行うとともに、立ち回り見込先関係者に対して、特異行方不明者が立ち回った際における連絡の依頼その他の必要な協力を求めるものとする。

イ 立ち回り見込地域については、特異行方不明者の就業が予想される業種の営業所等に対する必要な調査を行うものとする。

(5) 手配の有効期間（第24条関係）

特異行方不明者手配の有効期間は、手配をした日から3月を経過する日までとする。ただし、受理署長は、継続の必要があると認めるときは、3月ごとに、その期間を更新することができるものとする。

(6) 特異行方不明者等DNA型記録の作成等（第24条の2関係）

ア 第1項各号列記以外の部分中の「届出人の求め」及び「同意」については、届出人又は特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から申立書（第10号様式）又は同意書（第11号様式又は第12号様式）により徴するものとする。

なお、受理署長は、申立書及び同意書を徴し、特異行方不明者等資料の提出を受けた場合は、当該者に対し受領確認書（第13号様式）を交付するものとする。

イ 第1項各号列記以外の部分中の「当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるとき」については、当該特異行方不明者が死亡している蓋然性が認められる場合であって、次のいずれかに該当すると判断されるときとする。

(ア) 行方不明者届を受理した日から6月以上経過しても当該行方不明者届に係る特異行方不明者が発見されない場合であって、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

(イ) (ア)の場合のほか、当該特異行方不明者の発見のため迅速にDNA型鑑定を行う必要がある場合であって、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

ウ 第1項各号の「DNA型鑑定に用いられるもの」とは、例えば口腔内細胞、

毛根鞘の付いた毛髪、爪等をいう。

- エ 第1項第2号の「実子」、同項第3号の「実父」及び同項第4号の「実母」については、戸籍上の親子を指すのではなく、生物学上の親子を指す。
- オ 第4項の「対照」とは、特定DNA型における各座位のDNA型の数字又は文字を比較する方法により行われる。
- カ 第4項に定めるもののほか、警察庁犯罪鑑識官は、同項の規定による対照をした場合において、次のいずれかに該当するときは、直ちに当該変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録を送信した刑事部科学捜査研究所長に通知する。
- (ア) 特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者等が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は当該死体DNA型記録に係る取扱死体であることに矛盾がないとき。
- (イ) 特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型について、DNA型鑑定の結果として判明している範囲内で親子関係に矛盾がないとき。
- キ カの通知を受けた刑事部科学捜査研究所長は、直ちに当該通知の内容を当該通知に係る変死者等資料又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第4条第1項に規定する資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長に通知すること。
- ク 刑事部科学捜査研究所長は、特異行方不明者等DNA型記録を作成した特異行方不明者等資料をDNA型鑑定を囑託した警察署長に送付し、送付を受けた警察署長は、提出を受けた者に速やかに返還するとともに、受領書（第14号様式）を徴するものとする。
- (7) 特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等（第24条の3関係）
- ア 第1項の「行方不明者発見活動に資するため」とは、特異行方不明者等DNA型記録が行方不明者発見活動のために整理保管されるものであることを明確にしたものである。

イ 第2項の「必要かつ適切な措置」とは、アクセス権限の管理等による特異行方不明者等DNA型記録に係る情報の安全確保措置のことをいう。

ウ 第3項第1号の「該当」とは、DNA型鑑定の結果として判明している範囲内で特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は当該死体DNA型記録に係る取扱死体であることに矛盾がないことをいう。

エ 第3項第2号の「前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき」については、次のとおりとする。

(ア) 第24条の2第4項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者の実子、実父又は実母と当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体の親子関係に矛盾がなく、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体であることが判明したとき。

(イ) 第3項第1号及び(ア)に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が発見され、又はその死亡が確認されたとき。

(ロ) 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人又は特異行方不明者等資料の提出を受けた者から、当該特異行方不明者等DNA型記録の抹消を希望する旨の申し出があったとき。

(ハ) 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人が、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る行方不明者届を取り下げたとき。

(ニ) 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る行方不明者届の受理年月日を起算日として10年が経過し、警察庁情報管理システムによる行方不明者登録実施要領の改正について（令和2年2月10日付け、警察庁丙生企発第5号ほか）第8に定める再登録がなされなかったとき。

(ホ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記

録を保管する必要がなくなったとき。

第5 行方不明者の発見時の措置

1 行方不明者を発見した警察職員等の措置（第25条関係）

届出人に対する発見の通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることから、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対し届出人への連絡を促すなどの措置を講じ、自らは届出人その他関係者に連絡しないものとする。

なお、保護を要する行方不明者を発見した場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条等に基づく保護又は警察法（昭和29年法律第162号）第2条に基づく保護を行うものとする。また、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票（第15号様式）を作成するとともに、規則第25条第4項の通知を行う際に、受理署長に対しその写しを送付するものとする。

2 届出人に対する通知（第26条関係）

- (1) 受理署長は、行方不明者が発見されたとき、又はその死亡が確認されたときは、原則として届出人に通知すること。ただし、当該行方不明者の意思、自救能力、年齢等を考慮して適当と認めるときは、次の事項に該当する場合は通知をしないこと、又は通知をする事項を限ることができるものとする。

ア 届出人からストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第2項に規定するストーカー行為をされていた場合

イ 届出人から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた場合

- (2) 届出人からストーカー行為等がなされていた場合又は配偶者からの暴力を受けていた場合において、当該行方不明者本人の同意を得て、届出人に対し連絡をするときは、同意書を徴するなどの措置を執るものとする。

3 本部長に対する報告等（第27条関係）

行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなったと認められるときは、警察庁情報管理システムに

保存されている行方不明者に係る情報を抹消する必要があることから、受理署長及び生活安全企画課長は、その旨を確実に報告するものとする。

4 鑑識課長等に対する報告等（第28条関係）

(1) 警察署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき、身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたときその他受理票の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなったと認められるときは、速やかにその旨を鑑識課長に報告するものとする。

(2) 鑑識課長は、(1)の報告を受けたときは、速やかにその旨を警察庁犯罪鑑識官に報告するものとする。

5 特異行方不明者手配の解除（第29条関係）

(1) 受理署長は、手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他手配の必要がなくなったと認めるときは、速やかに特異行方不明者手配解除通報書（第16号様式）により手配を解除するものとする。

(2) 受理署長は(1)により特異行方不明者手配を解除する場合においては、あらかじめ本部長に報告した後、直接に、又は本部長を通じてこれを行わなければならない。

第6 行方不明者届がなされていない場合等の特例（第30条関係）

発見活動は、生命又は身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることから、警察署長は、行方不明者届の有無等にかかわらず、特に必要と認められる場合には、規則による措置を執ることができるものとする。

様式省略